

政令第四百九号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二十五条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「寄港地上陸」の下に「、入管法第十四条の二に規定する船舶観光上陸」を加える。

附則

この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

理由

本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲又は刀剣類を仮領置しなくても危険がないと認められる場合として、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十四条の二に規定する船舶観光上陸を加える必要があるからである。